

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 門
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

| | | |
|---|-----------|---|
| ○国民健康保険事業費納付金算定に係る各種係数等について | (国保医療課) | 二 |
| ○県営土地改良事業の換地処分(四件) | (農村整備課) | 二 |
| ○平成十三年宮城県告示第七百七号(県有林特別会計に属する林産物の売却に係る競争入札の参加資格等に関する規程)の一部改正 | (森林整備課) | 三 |
| ○道路の区域変更(二件) | (道路課) | 三 |
| ○道路の供用開始(四件) | (同) | 三 |
| ○港湾施設の概要 | (港湾課) | 四 |
| ○土地区画整理事業の事業計画変更の認可 | (都市計画課) | 四 |
| ○土地区画整理事業の終了の認可(二件) | (同) | 五 |
| ○市街地再開発組合の解散の認可 | (同) | 五 |
| ○令和五年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格 | (契約課) | 五 |
| 公 告 | | |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | (税務課) | 六 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 | (警察本部会計課) | 九 |
| 人事委員会 | | |
| ○人事委員会規則二一四(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則)の一部を改正する規則 | | 九 |
| ○人事委員会規則二一六(個人情報保護条例の施行に関する規則)の全部を改正する規則 | | 九 |
| ○人事委員会規則七一(寒冷地手当)の一部を改正する規則 | | 九 |

| | |
|--|----|
| ○人事委員会規則七一(特殊勤務手当)の一部を改正する規則 | 一〇 |
| ○人事委員会規則七一(管理職手当)の一部を改正する規則 | 一〇 |
| ○人事委員会規則七一(へき地手当等)の一部を改正する規則 | 一〇 |
| ○人事委員会規則八一(人事委員会規則八一(職員)の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 | 一一 |
| ○人事委員会規則八一(職員)の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 一一 |
| ○人事委員会規則八一(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 | 一一 |
| ○人事委員会規則九一(人事委員会規則九一(職員の定年等)の一部を改正する規則) | 一二 |
| ○人事委員会規則九一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 | 一二 |
| ○人事委員会の権限(職員の任用に関する規則)の一部の委任の一部を改正する告示 | 一三 |
| ○平成九年人事委員会告示第六号(口頭により開示請求を行うことができ個人情報を廃止する告示) | 一四 |
| ○平成十五年人事委員会告示第五号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報を廃止する告示) | 一四 |
| ○令和四年人事委員会告示第十六号(人事委員会の権限(職員の勤務時間等の基準等)の一部の委任の一部を改正する告示) | 一四 |
| ○人事委員会の権限(職員の勤務時間等の基準等)の一部の委任の一部を改正する告示 | 一四 |
| ○人事委員会の権限(学校職員の勤務時間等の基準等)の一部の委任の一部を改正する告示 | 一四 |
| ○財政的援助団体等監査の結果の公表 | 一四 |
| ○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について | 一八 |

監査委員 公安委員会

告 示

○宮城県告示第二百号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第九条第五項、同条第八項及び第九項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第十条第三項、同条第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 係 数 又 は 指 数 | 知 事 が 定 め る 数 |
|-----------------------|-----------------|
| 医療費指数反映係数 | ○・三 |
| 一般納付金所得係数 | ○・八六五六五二五二一七四七 |
| 一般納付金基礎額調整係数 | ○・九九七九二二四四七七一八 |
| 一般納付金被保険者均等割指数 | ○・七 |
| 後期高齢者支援金等納付金所得係数 | ○・八六五八二五九六五一一五七 |
| 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 | ○・九九九九九九九八七六四三 |
| 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 | ○・七 |
| 介護納付金納付金所得係数 | ○・八一六八四三三二七六四七 |
| 介護納付金納付金基礎額調整係数 | ○・九九九九九九九六七三三二 |
| 介護納付金納付金被保険者均等割指数 | ○・七 |

○宮城県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

南三陸地区在郷工区

二 処分の年月日

令和五年三月十四日

○宮城県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

南三陸地区廻館工区

二 処分の年月日

令和五年三月十四日

○宮城県告示第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

西矢本地区

二 処分の年月日

令和五年三月十七日

○宮城県告示第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

川前四地区

二 処分の年月日

令和五年三月六日

○宮城県告示第二百五五号

県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

正する告示
県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者」を「暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第二号に掲げる暴力団及び同条第四号に掲げる暴力団員等」に改める。
第九条第三号イ中「第九十六条の三第一項」を「第九十六条の六第一項」に改める。

附則

この告示は、令和五年三月二十八日から施行する。

○宮城県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻女川線
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | |
|------------------------------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 石巻市門脇字明神無番地先から 同市南浜町四丁目六番一―地先まで | | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| 前 | 一四・六 五八・八 | 四、三二〇・二 | 四、三二〇・二 |
| 後 | 一四・六 五〇・〇 | 四、三二〇・二 | 四、三二〇・二 |

○宮城県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | |
|-------------------------------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 石巻市田道町一丁目無番地先から 同市田道町一丁目四番一―地先まで | | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| 前 | 八・一 一八・五 | 二四〇・〇 | 二四〇・〇 |
| 後 | 一一・三 二二・七 | 二四〇・〇 | 二四〇・〇 |

○宮城県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|------|-------------------------------------|---------------|
| 一般国道 | 三九八号 | 石巻市田道町一丁目無番地先から 同市田道町一丁目四番一―地先まで | 令和五年 三月三十日 |

○宮城県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土

五 変更認可の年月日

令和五年三月二十日

○宮城県告示第二百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の終了について認可した。

令和五年三月二十八日

一 土地区画整理事業の名称

岩沼市早股松原土地区画整理事業

二 施行者の名称

渋谷商事株式会社

三 事業施行期間

令和三年三月五日から令和五年三月三十一日まで

四 施行地区

岩沼市早股字小林及び同字松原の各一部

五 施行認可の年月日

令和三年二月二十五日

六 終了認可の年月日

令和五年三月二十日

○宮城県告示第二百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の終了について認可した。

令和五年三月二十八日

一 土地区画整理事業の名称

大崎市役所周辺地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

大崎市

三 事業施行期間

平成三十年十月二十六日から令和五年三月三十一日まで

四 施行地区

大崎市古川七日町、同市古川浦町、同市古川千手寺町一丁目の各一部

五 施行認可の年月日

平成三十年十月十八日

六 終了認可の年月日

令和五年三月二十日

○宮城県告示第二百十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散について、次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

一 組合の名称

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事務所所在地

塩竈市海岸通三番十号

三 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

四 解散認可の年月日

令和五年三月二十日

○宮城県告示第二百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の五第一項の規定により、令和五年度に宮城県が発注する建設工事に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次の一のとおり定めた。

なお、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から七までに定めるところにより申請し、八に定めるところにより承認を受けなければならない。

令和五年三月二十八日

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当すること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当しないこと。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- (一) 施行令第六十七条の四の規定に該当する者
- (二) 二に掲げる申請に必要な書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (三) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者
- 2 参加を希望する建設工事（建設業法第二条第一項に規定するものをいう。）の種類に応じた経営事項審査による建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、次の表の基準を満たす者

| | | |
|------------------|---------|---------|
| 調達をする建設工事の種類 | 基 | 準 |
| 土木一式工事 建築一式工事 | 九百五十点以上 | 八百五十点以上 |

- 二 申請に必要な書類
 - 1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書
 - 2 添付書類
 - 直近の総合評定値通知書の写し（審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものに限定）
- 三 申請書類の作成に用いる言語
 - 日本語
- 四 受付期間
 - 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで（宮城県の休日を含め、条例第十号）第一条第一項に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）
- 五 申請書の配布期間
 - 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで（休日を除く。）
- 六 申請書の配布及び申請書類の提出場所
 - 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 宮城県出納局契約課管理班
- 七 申請の方法
 - 提出場所に申請書類を郵送すること。
- 八 資格承認
 - 資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、特定調達契約に係る一般競争

入札への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に記載する。

九 審査結果の通知
当該申請者に郵送で通知する。

十 資格承認の有効期間

資格承認日から令和六年三月三十一日まで

十一 資格の更新手続

令和六年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十二 申請に関する問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二二二二二一三三三五）

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県税務業務用端末等貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日から令和十一年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から落札決定の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規

定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又はなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

7 次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これとかかわりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 仕様書に示す要件を満たした納入機器等の仕様等を入札説明書で定める期日までに県に提出することができること。

9 セキュリティに関して次に掲げるいずれかの事項に該当すること。

(一) J I S Q 27001又はI S O / I E C 27001を取得していること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を有していること。

10 業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1及び3から7までの要件のすべてを満たしていること。また、協定書又は委任状等により企業連合の代表として指定された構成員（以下「代表構成員」という。）は8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三五）へ令和五年四月十日（月）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部税務課システム管理班（担当 清水 陽介 電話〇二二一三三二二八）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和五年四月二十一日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年四月十七日(月)午後五時までに2あて申し出ること。

4 現場説明会 行わない。

5 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

6 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 令和五年五月八日(月)午前九時から令和五年五月九日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 郵送の場合は、令和五年五月九日(火)午後五時まで。郵送に当たっては、調達案件名及び開札日を中封筒に記載し、入札書在中の旨外封筒に朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2の場所に提出すること。なお、期限を過ぎて提出された入札書はいかなる事由があっても受理しない。

ロ 持参の場合は、7の開札の日時まで開札場所に提出すること。

7 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年五月十日(水)午後一時三十分

(二) 場所 宮城県庁政庁舎十一階一〇五会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四5の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条による。

なお、入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書(実績を証する契約書等の写しを含む。)を提出する(ア)。

(一) 提出方法 持参又は郵送

(二) 提出場所並びに問い合わせ先 四2に記載のとおり

(三) 提出期限 令和五年四月二十一日(金)午後五時

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。ただし、財務規則(昭和三十

九年三月三十日宮城県規則第七号)第百十四条に該当する場合は免除する。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税の額及び地方消費税の額(当該額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書及び仕様書による。

七 概要

Summary

1 Place and Deadline of Bid Submission : System Management Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. May 9, 2023, 5 : 00 pm.

2 Nature and Quantity of Items or Specified Services to be Procured : Lease of devices and other equipment for Miyagi Prefecture taxation use (1 set)

3 Place and Date of Bid Selection : Conference Room 1105, 11th floor of Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
May 10, 2023, 1 : 30 pm.

4 Contact Information : Yousuke Shimizu, System Management Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai.

Miyagi 980-8570 Japan

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年三月十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号

五 落札金額 六千五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年一月三十一日

人事委員会

人事委員会規則二一四（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則二一四―二

人事委員会規則二一四（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、人事委員会規則二一四（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「文書等非開示決定通知書」を「文書等不開示決定通知書」に改める。
様式第七号中「文書等非開示決定通知書」を「文書等不開示決定通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定による様式第七号については、当分の間、改正後の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定によるものとする。

人事委員会規則二一六（個人情報保護条例の施行に関する規則）の全部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則二一六―一

人事委員会規則二一六（個人情報保護条例の施行に関する規則）の全部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則二一六（個人情報保護条例の施行に関する規則）の全部を次のように改正する。

人事委員会規則二一六

個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規則

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七一一―四十三

人事委員会規則七一一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

別表中
白石市小原字伊勢原道上一番地
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山二五番地

白石市立小原小学校
蔵王町立遠刈田小学校

を

「 白石市小原字伊勢原道上一番地
白石市越河平字平合二三番地一
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山二五番地
白石市立小原小学校
白石市立白石南小学校
蔵王町立遠刈田小学校

「 白石市小原字伊勢原道上一番地
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山一六番地
白石市立小原中学校
蔵王町立遠刈田中学校

「 白石市小原字伊勢原道上一番地
白石市越河平字平合二三番地一
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山一六番地
白石市立小原中学校
白石市立白石南中学校
蔵王町立遠刈田中学校

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員 長 西 條

力

○人事委員会規則七―二―七十一

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）に基づき、人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「循環型社会推進課」を「廃棄物対策課」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員 長 西 條

力

○人事委員会規則七―十八―七十

人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一 警察の項中

「 参事官
運転免許センター長」

を「 参事官」に、

「 交通事故総合分析室
長
管理官（人事委員会
が定める者に限
る。）」

を

「 交通事故総合分析室
長
高齢運転者等支援室
長
管理官（人事委員会
が定める者に限
る。）」

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員 長 西 條

力

○人事委員会規則七―三十九―四十六

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表一 級の項中

「 加美町立鹿原小学校
石卷市立東浜小学校
石卷市立大原小学校
登米市立横山小学校

加美郡加美町字鹿原水堀三番地一
石卷市牧浜字竹浜道二二番地二
石卷市大原浜大光寺一番地
登米市津山町横山字本町九一番地

を

「 加美町立鹿原小学校
石卷市立大原小学校
登米市立津山小学校

加美郡加美町字鹿原水堀三番地一
石卷市大原浜大光寺一番地
登米市津山町横山字本町九一番地

に、

「 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校

刈田郡七ヶ宿町字瀬見原一番地

| | | |
|-------------|----------------|-----|
| 石巻市立荻浜中学校 | 石巻市荻浜字田浜山三番地 | を |
| 登米市立津山中学校 | 登米市津山町柳津字館石六番地 | を |
| 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校 | 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原一番地 | を |
| 登米市立津山中学校 | 登米市津山町柳津字館石六番地 | に改め |

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則八―五―五十（人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―五―五十一

人事委員会規則八―五―五十（人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八―五―五十（人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

第一条の第三項第一号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「当該定年前再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第一条の八第二項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三項第一号中「子のある職員」を「子（条例第三条第四項第一号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）（配偶者の子を含む。第四条において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第四条第一号中「（条例第三条第四項第一号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）（配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―五―五十二

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「、次に掲げる作業」を「、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―六―四十八

人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
第五条の三中「、次に掲げる作業」を「、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則九―二―二（人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則九―二―三

人事委員会規則九―二―二（人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年宮城県条例第三号）に基づき、人事委員会規則九―二―二（人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

第五条の次に六条を加える改正規定中「少年相談指導官」を「上席術科指導官、少年健全育成指導官」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則十一―二―七十七

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定により、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一名称市の項中「（なとりの魅力創生課関係）」を「（政策企画課関係）」に改め、同表角田市

の項市長部局の規定中「危機管理監」の下に「副危機管理監」を、「館長」の下に「副館長」を加え、教育委員会の規定中「教育専門監」の下に「子ども支援専門監」を加え、同表岩沼市の項中

（総務課関係）
課長補佐 財政係長
（政策企画課関係）
課長補佐 秘書係長 人
を
（総務課関係）
課長補佐 人事職員係長
（財政課関係）
課長補佐 財政係長
（総合戦略課関係）
課長補佐 秘書係長
に改め、同表登米市の項市長部

局の規定中「部長」の下に「局長」を、「財政一係長」の下に「財政二係長」を、支所の規定の

次に「障害者地域活動支援センター」を、保育所（園）の規定の次に

こども園 園長

を、児童館の規定の次に

子育てサポートセンター 所長
児童活動センター 所長
農村環境改善センター 所長
にぎわいセンター 所長

を加え、教育委員会の規定中公民館の規定を削り、

学校給食センター 所長

を

図書館 館長
学校給食センター 所長
教育支援センター 所長
けやき教室 所長

に改

め、石ノ森章太郎ふるさと記念館の規定の次に

中田生涯学習センター 所長

を加え、

| | |
|-----|----|
| 体育館 | 館長 |
| 運動場 | 所長 |

を

| | |
|---------|----|
| 歴史博物館 | 館長 |
| 1 体育センタ | 所長 |

に改

め、同表東松島市の項中「局長 課長」を「局長 参事 課長 副参事」に、「会計管理者 課長」を「会計管理者 参事 技術参事 課長 副参事 技術副参事」に、「学校教育管理監 課長」を「学校教育管理監 参事 技術参事 課長 副参事 技術副参事」に、

| | | |
|-------|-----|----|
| 監査委員 | 事務局 | 局長 |
| 農業委員会 | 事務局 | 局長 |

を

| | | |
|-------|-----|-----------|
| 監査委員 | 事務局 | 参事 局長 副参事 |
| 農業委員会 | 事務局 | 参事 局長 副参事 |

に改め、同表大崎市の項中「政策推進

監」を削り、「産業振興局長」を「世界農業遺産推進監」に改め、同表蔵王町の項中保育所の規定の

次に「認定こども園 園長」を加え、教育委員会の規定中「課長」の下に「

室長」を加え、事務局の規定の次に「幼稚園 園長」を加え、同表柴田

町の項中事務所の規定を削り、同表山元町の項中長部局の規定中「課長」の下に「室長」を加え、同表松島町の項中「次長」の下に「副参事」を加え、保育所の規定中「所長」の下に「副参事」を加え、教育委員会の規定中「班長」の下に「室長」を加え、同表大郷町の項中「主幹」を削り、同表加美町の項中「支所課長」を削り、母子生活支援センターの規定を削り、福祉センターの規定

の次に「地域包括支援センター 所長」を加え、教育委員会の規定中「園長 室長」

を削り、事務局の規定の次に「認定こども園 園長」を加え、中新田交流セン

ターの規定を削り、

| | |
|------------|----|
| 中新田体育館 | 館長 |
| 陶芸の里スボーツ公園 | 所長 |

を

「ふるさと陶芸館 館長」に改め、同表浦谷町の項中長部局の規定中「会計管理

者」の下に「参事」を、「課長」の下に「室長 副参事」を加え、保育所の規定を

「こども園 園長」に改め、教育委員会の規定中「課長」を「参事 課長

副参事」に改め、教育委員会の規定の次に

| | | |
|-------|-----|----|
| 農業委員会 | 事務局 | 局長 |
|-------|-----|----|

を加える。

別表第二白石市外二町組合の項を削る。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十八年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の任用に関する規則）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員 長 西 條 力

一 二の(三)中「通知」を削る。

二 二の(四)中「第四十一条の二」を「第四十一条まで」に改める。

二の(六)中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年三月二十八日

○人事委員会告示第三号

平成九年人事委員会告示第六号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和五年三月三十一日限り廃止する。
令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

○人事委員会告示第四号

平成十五年人事委員会告示第五号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和五年三月三十一日限り廃止する。
令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

○人事委員会告示第五号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、令和四年人事委員会告示第十六号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示）の一部を次のように改正した。
令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

- 一 二の(ロ)を削り、同(ロ)から同(ニ)までを同(ハ)から同(ニ)までとする。
- 二 この告示の効力の発生する日
令和五年四月一日

○人事委員会告示第六号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成七年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。
令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

- 一 二の(ロ)を削り、同(ロ)から同(ニ)までを同(ハ)から同(ニ)までとする。
- 二 この告示の効力の発生する日
令和五年四月一日

○人事委員会告示第七号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十四年人事委員会告示第九号（人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を次のように改正した）。
令和五年三月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

- 一 二(ロ)を削り、同(ロ)から同(ニ)までを同(ハ)から同(ニ)までとする。
- 二 この告示の効力の発生する日
令和五年四月一日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。
令和5年3月28日

| | |
|---------|----------|
| 宮城県監査委員 | 高 橋 伸 二 |
| 宮城県監査委員 | 渡 辺 忠 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 田 由 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 田 計 |

- 1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
下記2のとおり。
- 2 監査結果

令和3年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をいたしました。

| 団 体 名 | 実施年月日 | 監 査 の 結 果 等 |
|-------------------------------|-----------|---|
| 公立大学法人 宮城大学 | 5. 3. 1 | <p>1 団体の事業概要 地方独立行政法人法に基づく大学の設置運営、公開講座による学習機会の提供、研究成果の普及・活用事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 15,515,895,651円（出資割合100.0%） 〔補助金〕 公立大学法人宮城大学授業料等減免費補助金 111,502,100円</p> <p>〔交付金〕 公立大学法人宮城大学運営費交付金 2,677,128,743円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> |
| 宮城県土地開発公社 | 5. 1. 11 | <p>1 団体の事業概要 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地等の取得、管理及び処分や工業団地の造成等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 50,000,000円（出資割合100.0%） 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 2,394,740円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和3年度末残高 1,290,890,000円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る令和3年度末借入金残高 394,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> |
| 公益財団法人 宮城県スポーツ協会 | 4. 12. 22 | <p>1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るため、各種振興事業や啓蒙普及事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の指定管理業務を行っている。</p> |
| 阿武隈急行株式会社 | 5. 1. 17 | <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 325,000,000円（出資割合51.0%） 〔補助金〕 スポーツ協会活動費補助金等 299,689,097円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園 569,855,000円 宮城県第二総合運動場 57,648,000円 （2施設とも共同事業体の一員）</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> |
| 公益財団法人 宮城県伊豆沼・内沼 環境保全財団 | 4. 11. 9 | <p>1 団体の事業概要 伊豆沼・内沼の自然環境の保全と活用に関する調査研究、自然保護思想の普及啓発事業等を行うほか、宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターの指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円（出資割合37.6%） 〔公の施設の管理〕 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター 30,539,259円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> |

| | | | |
|------------------------------------|------------------|---|--|
| <p>地方独立行政法人 宮城県立こども病院</p> | <p>5. 1. 26</p> | <p>1 団体の事業概要 「宮城県小児総合医療整備基本計画」に基づき、妊娠、出生から思春期、成人に至る子どもの全ての成長過程において、高度で専門的な医療の提供を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,455,166,843円 (出資割合100.0%) 〔補助金〕 周産期母子医療センター運営事業補助金等 509,295,320円 〔負担金〕 運営費負担金 3145,700,000円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和3年度末残高 6,469,276,117円 3 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p> | <p>き指摘事項はなかった。</p> |
| <p>一般社団法人 東北地域医療支援機構</p> | <p>4. 11. 18</p> | <p>1 団体の事業概要 東北医科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて、学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 9,000,000,000円 (出資割合93.0%) 〔負担金〕 基本会費負担金 120,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> | <p>1 団体の事業概要 人工透析及び腎移植に関する知識の普及啓蒙事業や移植に関する研究・条件整備に対する助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 200,000,000円 (出資割合39.6%) 3 監査の結果</p> |
| <p>公益財団法人 宮城県青果物価格安定相互補償協会</p> | <p>4. 11. 14</p> | <p>1 団体の事業概要 主要青果物生産の安定供給と生産農家の経営安定を図るため、生産者、農業関係団体等が負担した補償準備金を基に、出荷販売価格の低落時に差額を補填する相互補償事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 172,000,000円 (出資割合41.5%)</p> | <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> |
| <p>公益財団法人 宮城県国際化協会</p> | <p>4. 11. 18</p> | <p>1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、会議、イベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うほか、みやぎ産業交流センターの指定管理業務を利用料金制により行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円 (出資割合50.6%) 〔補助金〕 みやぎ産業交流センター利用制限等協力金 219,151,377円 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター (共同事業体の一員) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> | <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> |

| | | | | |
|-------------------------------|------------------|---|--|--|
| <p>一般社団法人 宮城県畜産協会</p> | <p>4. 12. 22</p> | <p>〔補助金〕 青果物価格安定対策事業補助金等 7,123,010円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> | <p>1 団体の事業概要 畜産経営の安定的発展と畜産振興のため、畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 147,500,000円（出資割合57.5%） 〔補助金〕 肉用牛価格安定対策事業費助成金等 13,227,244円 〔負担金〕 獣医師養成確保修学資金給付事業負担金 500,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> | <p>宮城県開発株式会社</p> <p>4. 10. 26</p> <p>1 団体の事業概要 石巻港における倉庫業としての輸出入木材保管業務、船舶給水事業、砕石供給販売事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 30,000,000円（出資割合33.3%） 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> |
| <p>公益財団法人 みやぎ林業活性化基金</p> | <p>5. 2. 7</p> | <p>1 団体の事業概要 森林の公益的機能の維持・増進を図るため、森林の適正な管理に関する啓発指導、就労条件改善対策事業及び林業労働力確保支援センターに関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円（出資割合49.97%） 〔補助金〕 林業労働力関係事業補助金等 5,414,000円 3 現金預金において、残高が一致しないものが認められたので、改善を図る必要がある。</p> | <p>1 団体の事業概要 仙台空港鉄道株式会社 社</p> <p>5. 1. 12</p> <p>1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アクセス線の運行、管理等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円（出資割合52.9%） 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和3年度末残高 6,809,000,000円 3 監査の結果 期末において、債務超過が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p> | <p>仙台空港鉄道株式会社</p> <p>5. 1. 12</p> <p>1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アクセス線の運行、管理等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円（出資割合52.9%） 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和3年度末残高 6,809,000,000円 3 監査の結果 期末において、債務超過が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p> |
| <p>公益財団法人 宮城県フエリー埠頭公社</p> | <p>4. 11. 25</p> | <p>1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフエリー埠頭の建設、改良及び維持管理に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕</p> | <p>社会福祉法人 鶴寿会</p> <p>5. 2. 1</p> <p>1 団体の事業概要 社会福祉法に基づく第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）及び第二種社会福祉事業（認知症対応型老人共同生活援助事業等）を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 軽費老人ホーム事務費補助金等 55,000,906円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> | <p>社会福祉法人 鶴寿会</p> <p>5. 2. 1</p> <p>1 団体の事業概要 社会福祉法に基づく第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）及び第二種社会福祉事業（認知症対応型老人共同生活援助事業等）を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 軽費老人ホーム事務費補助金等 55,000,906円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p> |
| <p>宮城県商工会連合会</p> | <p>5. 2. 6</p> | <p>1 団体の事業概要</p> | <p>宮城県商工会連合会</p> | <p>5. 2. 6</p> <p>1 団体の事業概要</p> |

| | |
|--|---|
| | 各地区商工会の組織や事業について指導及び連絡等を行い、商工業の振興に寄与する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 小規模事業経営支援事業費補助金等 1,482,832,062円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。 |
|--|---|

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和5年3月28日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 資格審査の種類、期日及び場所

| 資格審査の種類 | 資格審査の期日 | 資格審査の場所 |
|--|-------------|-----------------|
| 新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員の資格又は他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者 | 令和5年5月9日から | 仙台市泉区市名坂字高倉65番地 |
| 新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和4年、令和5年度自動車安全運転センター中央研修所を修了した者等により資格審査の一部科目が免除となる者 | 令和5年6月30日まで | 宮城県運転免許センター |
| 自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者 | | |

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和5年3月28日（火）から令和5年4月12日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和5年3月28日（火）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601